

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	5
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	5
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	5
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	6
○道路の供用の開始.....（道路課）	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	6

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	6
----------------------	---

告 示

北海道告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年6月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
豊 里 南	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水）	北海道空知支庁
本 中 三 川	同（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水、客土）	同
南学田北部	同（区画整理、農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水）	同

三 谷 中山間地域総合整備（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水） 同

北海道告示第385号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
鶉	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用道路）	平成19.6.20
同	同（農業用排水施設、暗きょ排水）	同 20.1.9
同	同（土層改良）	同 17.11.24
日向坂	農免農道整備	同 19.7.20

北海道告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町風烈布1930の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町上音標1683の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所 帯広市広野町292の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字駒畠747の1・747の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、747の4、747の5
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課並びに帯広市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道**2 道路の路線名、縦覧場所及び区域**

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
岩見沢三笠線	三笠市東清住町218番1地先から	前	10.00mから	514.46m	—
北海道札幌土木現業所	三笠市弥生藤枝町86番1（河川敷地）地先まで		22.24mまで		
	三笠市東清住町218番1地先から	前	12.30mから	542.40m	—
	三笠市弥生藤枝町86番1（河川敷地）地先まで		50.03mまで		
	三笠市東清住町209番6地先から	前	12.30mから	489.56m	—
	三笠市弥生藤枝町84番8地先まで		47.04mまで		
	三笠市東清住町218番1地先から	後	10.00mから	514.46m	—
	三笠市弥生藤枝町86番1（河川敷地）地先まで		22.24mまで		
	三笠市東清住町218番1地先から	後	12.30mから	542.40m	—
	三笠市弥生藤枝町86番1（河川敷地）地先まで		50.03mまで		
	三笠市東清住町209番6地先から	後	12.30mから	489.56m	—
	三笠市弥生藤枝町84番8地先まで		64.00mまで		
遠軽芭露線	紋別郡湧別町字西芭露6835番地先から	前	14.00mから	858.62m	—
北海道網走土木現業所	紋別郡湧別町字西芭露418番2地先まで		27.75mまで		
		後	17.70mから	858.62m	—
			45.00mまで		

北海道告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 深川多度志線	深川市一已町字一已8439番1地先から 深川市一已町字一已1863番890地先まで	平成20.6.6

道道 旭川多度志線	深川市湯内1506番地先から 深川市湯内1672番地先まで	同
-----------	----------------------------------	---

北海道告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路高山2（Ⅰ-9-1-2722）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市高山（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路白樺台6丁目2（Ⅰ-9-71-2792）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市白樺台6丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路土木現業所及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

道教育庁十勝教育局告示**北海道教育庁十勝教育局告示第13号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月6日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 北海道帯広農業高等学校 42台
北海道更別農業高等学校 42台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の⁽³⁾及び⁽⁴⁾に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年6月6日（金）から平成20年6月30日（月）午後5時30分まで（送付による場合は平成20年6月30日（月）までに必着のこと。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成20年7月25日（金）11時（送付による場合は、平成20年7月24日（木）までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の⁽¹⁾による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告予定時期

- (1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 126台
- (2) 予定時期 平成20年10月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量80グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：miyagishi.satoe@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の⁽²⁾、⁽⁷⁾から⁽⁹⁾まで及び⁽¹¹⁾から⁽¹³⁾までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 26 - 9237 内線3117

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 84

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 25, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than July 24.)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education Minami 3, Higashi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588, Japan
Phone : 0155-26-9237 Extension 3117
